

第4章 平和構築に向けたガバナンスの実験 — 和平プロセスにおける国際刑事裁判所の役割 —

鳥潟 優子

1. はじめに

ある紛争が終結し秩序が回復されても、真の平和は実現されたとはいえないことの方が現実には多い。たとえ砲火が止んでも、人々を戦闘に駆り立てる憎悪は解消されないからである。暴力のサイクルは、正義がもたらされた人と人々が信じるまで果てしなく続く。そのために、平和とは正義がともなっていることだと言われてきた。では秩序の回復とともに、正義はどのように実現できるのだろうか。これまでの歴史を顧みても、目下の国際情勢を見ても、紛争後の「秩序と正義」の確保は実に困難な課題であり、今後も相変わらず平和構築に取り組む国際社会の課題であり続けると言わなければならない。

だが、国際社会はこの基本的課題である「秩序と正義」の実現に向けて、近年大きく踏み出そうとしている。その画期的な第一歩を標したのが、国際刑事裁判所 (International Criminal Court : ICC) 設立条約 (以下、裁判所規程) の成立であった。それは1998年6月から7月に約5週間を費やして、ローマで国連が主催した外交会議において採択された。国際刑事裁判所とは、戦争犯罪を中心に、いわゆる国際犯罪に対する個人の刑事責任を追及する初の常設的国际裁判所である。ここでは、裁判によって紛争原因や真相を究明し、主に戦争責任者である国家の指導者を国際法の下で裁くことによって、紛争の加害者責任を追及することが目指されている。こうしたプロセスによって、紛争当事者間で和解に向けたステップが促され、さらに同様の犯罪の再発防止が見込まれる点も大きく評価されている。それゆえに、ICCに平和構築と紛争予防の一翼を委ねようという政治的な期待も大きい。

しかしながら、国際社会における実効的な司法の確立は、紛争当事国のみならず主要大国の協力が得られるかにかかっており、ICCが設立されたからといって、それが直ちにうまく機能するとは言えないのが現実である。結局、実際のICCの機能性は、国際社会の総意がそこに結集されるかどうかにかかっているのであって、現実の法制度形成は各国の政治的な思惑・要因に大きく左右される運命にある。

本章は、上述のような国際社会の基本問題を内包したICCについて、平和構築に向けていかなる役割を果たしうるかを考察することを目的とする。そこでまず冷戦終焉後のICC設立に向けた動向とその歴史的背景を概観し、次に現実主義的な国際政治の観点から、法と政治の交錯する国際刑事法廷を検討していく。その上で最後にICCと日本外交の関わりについて政策提言を試みてい

きたい (注1)。

2. 国際社会における「法の支配」へ向けた取組み—平和構築の課題として—

(1) 歴史的背景

こうした国際刑事裁判所のアイデアは、20世紀に入って第一次世界大戦後にドイツ皇帝ヴィルヘルム2世の戦争責任をヴェルサイユ講和条約で取り上げたことから萌芽した。この時は、皇帝の引渡しを亡命先のオランダが拒否したために訴追は実現しなかったが、このアイデアは第二次世界大戦後のいわゆるニュルンベルグ裁判と東京裁判に受け継がれた。しかしながら、東京裁判に関しては城山三郎の小説『落日燃ゆ』などによって日本でもよく知られているように (注2)、この二つの裁判は事後的にアドホックに設立されたことから、罪刑法定主義に反するなどさまざまな問題点が指摘され、また裁判自体「勝者の裁き」であり、公平な正義の実現には程遠いと批判されてきた (注3)。

そして第二次大戦後に設立された国連においても1947年、国連総会が国際法委員会に裁判所規程の起草を要請することで、ICC設立に向けた作業が着手された。だが、法律的に乗り越えるべき課題があまりにも大きいことが間もなく明らかになった。国際法は原則的に主権国家のみに法主体性を認めており、それを個人に認めることだけでも国際法の歴史において革命的でさえあった。さらに米ソ冷戦構造がしっかり固まっていくにつれて、政治的な折り合いを国際社会で見出すことも事実上不可能になってしまう。こうして国際社会は国際刑事裁判所の可能性について沈黙してしまった。

それにもかかわらず、なぜICCが1998年に創設される見込みになったのであろうか。冷戦が終焉し、国際社会で裁判所設立をめぐる政治的な合意形成が容易になったこともあるだろうが、果たしてどのような要請に基づいて国際刑事裁判所規程が採択されたのだろうか。

(2) 米ソ冷戦終焉後の裁判所規定採択に向けた奔流

米ソ冷戦体制のくびきが解消され1990年代に入ると、世界各地で地域紛争が勃発するようになった。なかでも抑止の働かない内戦は凄惨を極めた。国際社会はそのような事態を見過ごすことはできないとして、地域戦争を対象にアドホックな国際法廷の設置に取り組み始める。端緒は1993年、旧ユーゴスラビアの内戦に関して、国連安全保障理事会決議827に基づいた国際刑事法廷の設立(オランダのハーグ)であった。ここでは戦争犯罪をはじめ、大量虐殺や婦女暴行、いわゆる民族浄化というジェノサイド、戦時における文民の保護などを規定したジュネーブ諸条約のほか、国際人道法の「重大な違反」の責任を負う戦争指導者を裁くことが目的とされた。同年9月に国連総会によって、11人の判事(注:事件増等の事情に鑑

み 1998 年より 3 人の判事が増員され、常任判事は 14 人となった。) の選任と書記局が設置され、11 月に審理が開始された。

旧ユーゴ法廷設置が国連安保理で決議された翌年の 1994 年になると、ルワンダの内戦における国際人道法違反を裁くために、同様の法廷の創設が同じく安保理決議に基づいて決定された。これは 1995 年、タンザニアのアルーシャに設置された。ルワンダではフツ族とツチ族が激しく争っていた。人口的には圧倒的多数派を占めるフツ族が、もともとこの国の支配階級であったツチ族に対する怨嗟から、民族浄化を目指し立ち上がったことが契機であったと言われている。そのため安保理決議採択に関しては、ツチ族主体のルワンダの現政権が働きかけ、フツ族に対する懲罰主義の傾向があるとの批判もある。しかしその一方で 1997 年には前政権のフツ族出身のカンバンダ元首相が逮捕されるなど法廷自体の運営は着実に進展していると高く評価もなされている。

このような刑事法廷設立の動きは、常設的な刑事裁判所が成立すれば、内戦等で国内の司法制度が事実上機能せず生じた刑事法制度の空白を、国際社会が補完し犯罪責任者に対して制裁が可能になるので、国際社会の長年の懸案であった「法の支配」の確立に向けて第一歩を踏み出そうという気運をもたらした。さらにそれが抜本的な紛争予防の役割を果たし、国際犯罪の連鎖を断ち切ることになろうとの期待を国際社会にもたらした。そしてアドホックに設立された国際刑事法廷の現場では、こうした国連における国際犯罪訴追の努力の積み重ねが、ほぼ半世紀にわたって凍結されていた常設的な国際刑事裁判所設立に向けた取組みを復活させることになった。まず旧ユーゴに関する刑事法廷が安保理により設立されたのを見た国連総会は、迅速な裁判規程提案の作成を緊急案件として、国際法委員会に要請する。そして以後、国連において裁判所規程案の準備が進められていく。

当然、こうした裁判所設立に向けた奔流が生まれるためには、実際上の要請もあった。

それは第一に、個人の刑事責任を追及するという、本来きわめて法的な行為を、これまで安保理決議という大国の意向を反映した政治的なプロセスで設立された司法機関に委ねてきたことへの疑問が指摘されていたからである。つまりいくら国際の平和と安全にかかわるとは言っても、そもそも刑事法制度はグローバル・スタンダードを確立する、あるいはそれを求めていくべきであるという基本的な問題意識から、裁判所規程作成の必要性が強力に主張されはじめたのである。

第二は、国連の財政事情からの要請であった。これこそまさに現実的な要請なのだが、アドホックに具体的な問題が生じるたびに、旧ユーゴやルワンダのように次々に法廷を設立すれば、ただでさえ火の車である国連財政を破綻させる怖れも取り沙汰され始めていた。

3. 普遍的正義は実現するだろうか？－「二重の基準」の功罪－

(1) 国際刑事裁判所の概要

本節では、国際刑事裁判所規程に基づいて、ICC の概要を簡単に述べる。

裁判所規程によって、常設の国際機関としての裁判所はオランダのハーグに設置された。原則的に裁判所の役割は、「国際共同体」全体にとって最も深刻かつ重大な犯罪をめぐる、国際法によって個人を訴追することである。つまり軽微な犯罪は取り上げない（實際上そこまで受諾しきれないからである）。そして第二の基本原則は、補完性の原則、すなわち国際裁判所は国内の刑事裁判所が実効的に機能しない場合に限られるということである。

裁判所の対象犯罪（事項管轄）は、端的に言うと次の4つ、(1)ジェノサイド（民族絶滅を目的とした大量殺害等）、(2)人道に対する罪（拷問や奴隷化等）、(3)戦争犯罪、(4)侵略（ただし定義不確定のため当面適用されない）と定められた。なお9. 11 以降、安全保障問題の焦点となったテロリズムは、裁判所規程起草過程では対象犯罪とすべきだという意見が強く主張されることもあったが、とりあえず見送られており、規程の中には明文化されていない。しかし最終文書に盛り込まれた決議において、再検討の際に必ず取り上げられると記されたので、国際政治の動向から、今後対象犯罪に規定される方向に進むと見込まれる。

裁判所組織は、裁判所の運営に責任を負う統括部、上訴裁判所、第一審裁判所、予審裁判所からなる裁判部、そして裁判所の非訟部分の運営にあたる書記局、さらに検事局で構成される。裁判官は18人選出され、この裁判所が刑事裁判所と国際法に基づく裁判所という二つの性格をあわせもっていることから、刑事法の実務家を少なくとも9人、国際法の専門家を少なくとも5人選任するように配慮している。

ようやく1998年7月、このような国際刑事裁判所設置が採択されたとき、賛成は120カ国、反対7カ国、棄権21カ国というように、反対国はあってもおおむね国際社会の総意は形成されつつあった。そして裁判所規程は、2002年4月11日に60カ国目の批准書が寄託されたことをもって、2002年7月1日に発効するはこびになった。この時点でオーストリアとホンジュラスが76カ国目の批准国となっている。

こうしてコフィ・アナン国連事務総長が、「国際刑事裁判所は少なくとも、ジェノサイド、人道に対する罪そして戦争犯罪といった国際社会に対する重大な犯罪を裁く常設裁判所という国際法体系が長い間失っていた輪を提供することを約束する」と述べたように、本裁判所は国際社会における「法の支配」の確立という壮大な課題を視野に入れて、大きな期待を背負って出発した。

(2) 国際刑事裁判所の課題

しかしながら、ICC を有効に機能していくためには、二つの原理的な基本問題を念頭においていくことが必要であると指摘されている。

第一は、国際法秩序の根幹にかかわる理論的な問題である。国際法体系は、基本的に主権国家間の合意による規範で自己を拘束するという「当事者自治の原則」が適用されている。そのため刑事法的秩序の国際社会への導入は、伝統的な国際法的原則に真っ向から対立する原理を持ち込むことになる。したがって、二つの原則の調和が国際法体系の中で大きな課題となる。つまり国際社会の秩序維持のための公権力行使が可能な秩序を私法的な国際法体系に組み込んでいかなければならない。

第二の問題は、こうした原理的な課題をはらんでいる裁判所が、実際に公正に機能するかどうか、政治的に悪用されずに運用されるだろうか、という将来の不確定さに関する懸念である。

この裁判所に関する最大の問題は、アメリカやロシア、中国、日本といったいわゆる大国が、まだ裁判所規定の締約国に加わろうとしていないことである。とりわけ超大国として圧倒的な影響力を誇るアメリカが、海外に駐留するアメリカ軍兵士が政治的に訴えられる可能性があることを懸念して、強硬に加盟に抵抗している。また中国は、第二次大戦後生まれた国と同様に、いわゆる帝国主義諸国により植民地化された教訓を盾にとり、さらに社会主義国際法理論に基づいた見地から、絶対主権的な思想に固執して自国の主権の制限には断固として反対している。もっとも国家の国際政治上の立場から、主権に何らかの制限がおよぶことに慎重になる国があるのは当然とは言える。しかし裁判所の存在自体、本質的に国際社会の総意に基づく協力が確保されてこそ、有効に機能しうるものである。そこで今後、何とかこうした諸国の理解を得る努力を怠らないで、かつ裁判所が公正に運営されるよう締約国は努めて、反対国の信頼を獲得し、ICC をめぐる司法的な国際協力の枠組みを国際社会は前進させていかなければならない。

(3) グローバル・スタンダードの可能性

それでは、旧ユーゴやルワンダなどで国際刑事法廷を設立した際には、アメリカをはじめとする安保理常任理事国の5大国は、どのような理由から見解を一致させたのだろうか。裁判所規程作成のためのローマ会議に、日本政府代表として参加した小和田恒元国連大使は、アメリカの姿勢について次のように語られた。

「国際刑事裁判所設立についてアメリカの立場はある意味で矛盾しており、非常に面白い側面があった。アメリカは旧ユーゴとルワンダの国際刑事法廷を、いずれも安保理決議という極めて異例なかたちで創設するにあたって中心的な役割を演じていた。アメリカはそのとき、

明らかに旧ユーゴで起きたこと、ルワンダで起きたことという具体的な事態を目の前にして、これを放置してはいけない、正義の名において残虐な犯罪者を法の裁きに服せしめなければならないという見地から、いわば自分を検察官の立場において物を考えていた。だが、国際刑事裁判所については、既に起こった具体的な事案を前にしての対処ということではなくて、不確定な将来に向かって適用される裁判所の設立という問題であった。それだけに、将来の事態について、これがどう機能するのかという不確定性からくる懸念ないし不安感があつた。」(注4)

ここで重要な留意点は、アメリカが国際法による正義の実現という国際社会の共通の価値——グローバル・スタンダード——には賛同していることである。しかしその実現の手段に関して、アメリカは具体的な事態を目の当たりにすれば、断固としてそれに対処するが、将来的に不確定さが伴うことには慎重を期したいという意向なのであつた。また大使は程度の差こそあれ、フランスやロシアもアメリカとかなり近い考えをもっていたと回顧される。そしてこうした国際社会の見解や対処方針の対立は、人権問題に関心の強いヨーロッパ中小諸国やカナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の(理想主義的な)原則論的立場と、現実に機能することを重視するプラグマティックな立場の相違にあると指摘される。したがって、常設裁判所に反対した諸国がある程度時間が経過したのち、安心して裁判所の活動に参加できるような運用を図ることが肝要であると見通しを提示される(注5)。

(4) ローカル・スタンダードによる補完

このような国際法というグローバル・スタンダードの実現に、常設的な国際裁判所によってであれ、地域的なアドホックな枠組みであれ、国際社会が着実に歩みを進めているかに見える一方で、1990年代の地域紛争解決のプロセスで国際法による法廷設立に失敗した事例があつた。国際法廷はカンボジアとインドネシアでは完全に拒絶されていた。

それでは、なぜカンボジアやインドネシアでは国際刑事法廷の枠組みが受け入れられなかったのだろうか。

まずカンボジアのケースは、二つの理由により法廷が設立しなかつた。第一の理由は法廷設立に安保理が一致しなかつたこと、第二の理由はカンボジア政府自身が頑強に抵抗したことであつた。アメリカはカンボジアに対して1960年代終盤から70年代初めにかけて、ベトナム戦争の関係でいわゆる空爆等の侵攻を行っていた。そのため法廷設置によってクメール・ルージュとそのカンボジア国内での圧制と虐殺の真相究明がなされれば、何らかの関連情報としてアメリカにとって不利な問題が明らかにされる可能性があつた。それを懸念して、アメリカは法廷設立に反対したのである。また中国の方は世界貿易機構(WTO)加盟問題を抱えていた。中国も1970年代クメール・ルージュを支援していた経緯から、自国のイメージ

が傷つくような情報が改めて露呈されることを回避したいと考えていた。確かにこうした大國の思惑もカンボジアでの失敗の大きな理由であった。しかしながらより重要であったのは、現政権が対象でないにしても、裁かれる客体となるカンボジア自身の拒否であった。

国連はカンボジア政府の協力を仰ぐべく、たびたびこれまでのアドホックな国際法廷の教訓を踏まえて、いくつかの刑事法廷のモデルを提示した。しかしカンボジア政府は、それごとく拒絶した。そのため国連は妥協の末に、刑事法廷を構成する判事の半数以上をカンボジア人とするカンボジア側に提案する。この案に至って2001年1月、ようやくカンボジア国民議会で刑事法廷設立の承認がなされた。

もう一方のインドネシアでは1999年9月、国民投票の結果、東ティモール独立が宣言されると、インドネシア政府はそれを軍事的な力で制圧しようとした。軍部の暴力行為は凄惨さをきわめ、国連高等難民弁務官事務所は安保理決議1246に基づいて戦争犯罪法廷設立を要請した。しかしながらインドネシア政府はこれを拒絶し、また国連査察官によるジャカルタの軍事機密情報へのアクセスの要求もしりぞけた。そしてインドネシア政府自身が独自に真相究明のための事実調査委員会を設置すると宣言した。

このようにこの二つの国ではグローバル・スタンダードで正義の実現を求める国際社会の努力は挫折した。しかしながらカンボジアもインドネシアも、人権感覚や人権規範が深く浸透している欧米先進諸国のスタンダードとは明らかに事情が異なるアジアの途上国である。国家の発展段階が異なれば、統治も体制も違うことは、それが望ましいとは言えないにしても、自然の成りゆきである。しかもこれら途上国は、植民地として支配された経験から主権の制限や内政干渉には敏感であり、グローバル・スタンダードの押し付けには感情的な反発が払拭できない。こうした途上国に対しては、完全とは言えないにしても、その地域に限定された枠組みによる、その地域の事情をよく知る法律家による、地域の事情を反映した法律に基づいて裁く法廷や委員会などによって、地域の「法の支配」の実現が、まず第一段階として図られるべきであろう。そうした現実的な考慮に基づいて、法秩序を考えていくなら、ローカル・スタンダードの有効性を補完的に認めていくことは重要であると思われる。こうした地域的措置が暫定的に試行錯誤されることで、実績が着実に積み重ねられ、長期的には国際社会における「法の支配」の確立された平和構築と紛争予防が実現していくと期待できるのではなかろうか。

そもそも国際社会とは多様なものである。言い換えれば、「国際社会にはいくつもの正義がある。…中略…ある国が正しいと思うことは、他の国から見れば誤っているということは、けっしてまれではない。」そして国際社会を構成する「各国家は力の体系であり、利益の体系であり、そして価値の体系である。」^(注6) そうした国際社会や国家の本質を見据え、国際法それ自身が共通の利益と共通の価値を前提にした国際共同体の法体系であることを念頭にお

くと、国際刑事裁判所の取組み—国際社会における「正義の実現」を図っていくこと—は冷静に、ゆっくりと暫定的に進めていく方が、諸アクターのコンセンサスが可能になり、幅広い国際協力のもとでICCを運用していくことができるようになるだろう。それは迂遠に見えても、途上国も参画した国際共同体による、多様性を包摂したグローバル・スタンダードの確立に向けた着実なプロセスの進展になるからである。

4. 国際司法裁判所の可能性と限界—リアリズムに基づく制度主義的提言—

以上に見てきた国際社会の壮大な実験である国際刑事法廷について、アメリカの国際政治学者クリストファ・ルドルフはその論考『蛮行に対するレジームの構築』において、現実主義的分析を重視した制度主義的観点から次のように表現する（注7）。

「リベラルな人道的理念が政治的行動のために要請される一方で、蛮行への対処のプロセスでは現実主義的政治が圧倒的に状況を規定する。…中略… しかしながら、政治的利益と手続き的障害を理解することによって、国際共同体は現実主義的政治と理想主義的政治の間の乖離を橋渡しする〈蛮行に対するレジーム〉をデザインし履行するために、制度的な調整が可能になるだろう。」

ルドルフは、国際刑事法廷というレジームを考察するにあたって、現実主義的な観点から、アメリカをはじめとする大国の役割を制度の形成と機能のために重視し、大国が力と国益追求を第一義的に掲げることに悲観的な現状分析を提示する。その一方でルドルフは、こうした冷厳な国際政治の現実を踏まえつつ、そして人権尊重等の理想主義的観点のみでは欠乏感を煽るだけだとシニカルな指摘をし、国際社会による刑事法廷創設の試みを紛争の平和構築のためのレジームの形成と位置付け、制度主義的な見地からエールを送る。なぜならルドルフは国際刑事裁判という手段こそが平和構築に有効な役割を果たせると考えるからである。そして彼は国際犯罪の個人責任追及を和解プロセスで有効な手段となりうると考察する。ルドルフによれば、犯罪の個人化こそが、歴史的な紛争のサイクルを打破できるのである。ただし、処罰の対象は指導者に限定されるべきであり、一般大衆は恩赦が受けられるようにすべきだと言及する。そして和解のため裁判という手段を効果的に用いるには、援助や反目しあう民族の居住空間を分離し各民族に社会教育を施す等、その他のアプローチも政策的に併用することが重要だと彼はつけ加える。更にレジームを強化するためには、制度を政治的な運用の面で柔軟性の余地を残しておくことも忘れてはならないと言う。

ルドルフのそうした提言を敷衍して日本の役割を考えると、日本政府は以下の三つの方針でICCを効果的に平和構築と紛争予防のために活用するべく政策の舵取りを担っていけるだろう。

第一に、ICC自体を効果的に運営し、国際社会に「正義ある平和」の実現に向けたグローバル・

スタンダードを反映した法の網をかぶせていくために、日本政府はアメリカをはじめ大国も包摂した司法的な国際協力の確保に全力を尽くしていくべきである。国際刑事法はこれから実体法や手続法が整備される段階である。そのため法典編纂作業に各国が自国の手続的基準や価値観を反映させやすいように、国際社会全体でグローバル・スタンダードとなる法を形成し、それに参画することで共同体意識が涵養されるように、日本は外交会議の運営を図っていくことができるだろう。日本政府はカンボジアやソ連崩壊後の CIS 諸国に対して日本弁護士会と協力して法制度整備の協力を行った経験もあるので、こうした会議の運営にも説得力をもってあたることができよう。また各国が国内法と国際法の調整に取り組んでいくために、日本政府はローマ会議で尽力したように、猶予期間や暫定的措置を提案するなどアイデアを提供することで柔軟に対応し、見解を対立させる国々の間で仲介者として、方向性を示していくこともできるだろう。確かに現実の国際社会が力と利益の闘争の場である面は否定できないが、現実の問題を放置したままで何もしなければ、かえって平和を損ない結局は自国の利益を損なうのである。諸国がこうした自覚のもとで、ICC を平和構築と予防外交のための壮大な枠組み形成という一つの大きな実験と認識できれば、それに参画し協力してみようというインセンティブも生まれやすいはずである。

第二は、紛争後の戦後復興構想に参画し、紛争で引き裂かれ疲弊した国が自立の力をつけていくよう経済的及び社会的側面から援助していくことである。この点に関して日本は戦後 ODA 大国と呼ばれるほど、豊富な援助経験を積み重ねているので大きな貢献が可能であろう。また日本は 1990 年代以降、平和維持活動における実績も積み重ね、現在はアフガン復興プロセスで DDR に取り組んでおり、こうした経験から戦後和平プロセスに効果的に寄与していくことができるはずである。ジャン・ジャック・ルソーが著書『エミール』の中で「一切の悪は弱さから生じる」と記したように、脆弱な「持たざる者」は豊かな「持てる者」に対して不満を抱き、現状の変革を目指そうとするので、貧困や脆弱さをはらんだ国家や社会が紛争の火種になることは多い。そもそも不公平感がはびこる社会において、共感を育み「共同体」を形成することは事実上困難である。そこで ICC の機能を効果的に運営し、ICC が公平のための調整機関と認識されるように働きかけるのと同時に、日本はこうした援助や平和維持活動を通じて不平や不満の除去とともに、紛争地帯の共同体意識の涵養に貢献していくべきであろう。

第三は、NGO との連携である。国際社会の権力政治の現実を冷徹に見つめても、近年の国連環境会議などで顕著なように NGO が外交会議においてある程度影響力を及ぼすようになっており、国際政治にも市民社会の論理が流入してきていることも見逃してはならない。大国を国際協力の枠組みに取り込むためには NGO の活動という権力政治とはまた逆の論理を活用することは、むしろ有益である。1998 年の裁判所規程をめぐるローマ会議もその例外ではなかった。NGO は毎日機関紙を発行し、各国代表団の発言を取り上げ、アメリカの消極的な姿勢に対する非難も激しく展開され、これが会議のアメリカに対する批判的な論調を形成したという。NGO によるさまざま

まなロビー活動もあわせて、裁判所規程作成にあたって裁判所設立推進派諸国と NGO の連携は大きな推進要因になっていた。また戦後復興等、ICC の裁判機能と並行させて進めていく開発等の和平プロセスにおいても、NGO との連携が重要であることは指摘するまでもない。

5. おわりに

公平さの象徴である「天秤」と平和の象徴の「オリーブの枝」。国連広報局作成の裁判所設立を記念するポスターには、この二つが人々の眼に印象的な残影を留めるように描かれている。この裁判所の理想主義を体現したシンボルは、そもそもそれぞれの国によって異なる基準で認識され、しかも絶えず揺れ動く「秩序と正義」をどのように国際社会で公平にバランスさせ一致させていくかという壮大な実験に、これから国際社会を構成するさまざまなアクターが一致団結を目指して果敢に取り組んでいこうという大きな決意の象徴と理解するべきなのであろう。

本章で考察してきた国際刑事裁判所をグローバル・ガバナンス論の中に位置付ければ、それはアナキカルな国際社会に規範のグローバル・スタンダードを担保し、かつ提供する平和構築と紛争予防のための強力な「エージェント」として、ガバナンスを秩序的な存在から規範の正統性において質的に飛躍的に向上させる存在になるであろう。しかしながら本章で見てきたように、こうした理想に確実に近づいていくためには、逆説的にローカル・スタンダードを取り入れ二重の基準を包摂し、NGO との連携を図るなど柔軟性ある外交を、システム・レベルでの平和構築や予防外交といった和平プロセスの枠組みに位置付けて遂行していくことが効果的であるのではなかろうか。

— 注 —

1. ICC は、これまで国際法的な側面からは豊富に論じられてきた。例えば、日本の代表的な法律誌である『ジュリスト』1146 巻（有斐閣、1998 年）や日本国際法学会誌である『国際法外交雑誌』第 98 巻第 5 号（2000 年）で特集が生まれ、国際法や刑事法の第一人者が ICC を考察している。ICC に関する法的な問題点の詳細については、これらを参照されたい。
2. 城山三郎『落日燃ゆ』（新潮社、1974 年）
3. <http://www.history.gr.jp/tokyo/>
4. 小和田恒、芝原邦爾「対談・ローマ会議を振り返って—国際刑事裁判所設立に関する外交会議—」『ジュリスト』1146 巻（有斐閣、1998 年）23 頁。
5. 前掲、26 頁。
6. 高坂正堯『国際政治—恐怖と希望—』（中公新書、1966 年）19 頁。

7. 本節は次の論考に基づいている。Christopher Rudolph, “Constructing an Atrocities Regime: The Politics of War Crimes Tribunals”, *International Organization* 55, 3, Summer 2001, p.656.

その他の主要な参考文献は以下の通りである。

渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス 政府なき秩序の模索』（東京大学出版会、2001年）。

大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』（国際書院、1993年）

アムネスティ・インターナショナル日本国際人権法チーム編『入門国際刑事裁判所—紛争下の暴力をどう裁くのか』（現代人文社、2002年）